副査　慶應義塾大学名誉教授　中村　洸

特別記事

鐸木昌之君学位請求論文審査報告

周知のとおり、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の社会は極度の情報統制下に置かれている。そのために、われわれが客観性をもつ資料に接近することはほとんど不可能であり、そのことが研究上の大きな制約になってきた。また、朝鮮半島で二つの国家が激しく対立してきたために、政治体制に関する研究、とりわけ最近の北朝鮮の政治体制に関する研究はそれ自体が学術研究の枠を越えた政治性をもたざるをえず、そのことも大きな障害になってきた。これらの理由のために、北朝鮮の政治体制を取り扱った書籍の大部分は政治宣伝の書であったり、それについての解説書の域を出なかったのである。

鐸木昌之君が提出した学位請求論文『北朝鮮――社会主義と伝統の共鳴』は、北朝鮮当局が発行する主観的な資料を一つひとつ丹念に客観的に読み代えるという煩雑作業を通じて、北朝鮮の指導理念であるチュチェ（主体）思想を構造的に解明しただけでなく、「首領制」の概念を手掛かりにして、北朝鮮の政治体制の本質に接近した画期的な研究である。その努力は称賛に値する。なお、本論文は一九九二年一一月に刊行され、社会

的にも高い評価を獲得し、近年、アジア研究者の登龍門になっている「アジア太平洋賞」(毎日新聞社、一九九三年)を受賞した。

本論文の構成は以下のとおりである。

序　章　首領制の仮説
第一章　体制の起源と革命の課題
第二章　首領制の権力構造
第三章　金正日指導体制の形成
第四章　首領制の「国体論」
第五章　体制神話——星・太陽・白頭山、血脈・地脈・精気
第六章　選択的「開放」と部分的「改革」
終　章　首領制の構造と論理

序章では、本論文の分析枠組みが提示されている。北朝鮮政治の分析に際しては、これまで中国政治研究やソ連政治研究の分析枠組みが転用されることが多かった。北朝鮮の政治体制は多くの点で同じ社会主義国である中国やソ連の政治体制と類似していると考えられてきたからである。しかし、著者はここで「首領制の仮説」を構築することによって、北朝鮮政治研究のための独自の分析枠組みを提示したのである。「首領制」とは、「首領の領導を代を継いで継続的に実現することを目的とする体制」として定義されている。

第一章では、一九三〇年代の抗日民族解放闘争の時期から金日成の権力が確立される一九六〇年代中頃までの時期について、民族解放闘争、統一と南朝鮮革命、分派と権力闘争、「主体」と「事大」、社会主義革命と経済建設など、主要な革命課題とそれを遂行するための革命活動が概観されている。北朝鮮で「首領制」が確立される以前に、金日成を初めとする社会主義指導者たちがこれらの革命課題にどのように取り組んだのか、アメリカや日本での既存の研究成果を整理し、「首領制」を解明するための議論の土台が準備されている。

第二章では、一九六七年五月の朝鮮労働党中央委員会総会での唯一思想体系の確立とともに、一九五六年以後開始されていた首領制の形成が完了し、北朝鮮にソ連型の党・国家システムの上に首領を戴く独自の政治体制が誕生したことが指摘されている。また、一九七二年に採択された朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法が主席制を導入し、あらゆる権力を一元化したことに注目し、そのなかに首領制が制度化される姿を見出している。しかも、首領制の確立と制度化は、継続革命論の登場とともに、後継者問題と連動していった。

第三章では、一九七四年二月に金日成の後継者として指名された金正日が、一九八〇年一〇月までに後継体制を確立し、それを公然化する過程が論じられている。それは金正日が党組織で指導的地位を獲得し、イデオロギー管理体制を再整備する過程であり、北朝鮮軍内に後継体制を構築する過程であった。筆

者はそれぞれの過程を詳細に跡付けているが、とりわけ注目されるのは、一九七四年から七八年にかけての労働党と軍指導部内の大幅な人事改編を金正日の後継体制構築と関連させて解釈するという、注目すべき見解を提示していることである。

第四章では、唯一思想体系の確立と表裏一体のものとして登場し、金正日の台頭後理論化された革命観、すなわち革命的首領論と「社会政治的生命体」論が首領制の「国体論」として取り上げられている。これら二つの朝鮮式革命理論によって、首領である金日成はマルクス、レーニンなど共産主義運動の巨人たちと同格化され、朝鮮の共産主義社会は首領と党と大衆が運命を共にし、永遠に生きる生命体、すなわち「社会政治的生命体」に変質したのである。しかも、そのような革命理論は革命的義理、忠誠、孝誠、忠臣、孝子、奸臣など、唯物論とは無縁の儒教的概念によって説明されていた。

第五章では、首領制を正統化するための作業、すなわち抗日武装闘争に関する歴史解釈の修正に始まり、帝王誕生神話にまで至る「革命伝統」という名の体制神話の創造が論じられている。筆者は北朝鮮で創造され、流布される金日成や金正日にまつわる「神話」を丹念に採集し、紹介しながら、首領に対する正統性の付与が人々の伝統的社会意識を利用して、王朝的な手法で実行に移されている実態を暴いている。例えば金日成や金正日は太陽や星としてシンボル化され、キリスト誕生を思わせるような帝王誕生神話が首領に聖性を賦与しているのである。

第六章では、冷戦の終焉と社会主義陣営の崩壊という国際環境の激変のなかで、北朝鮮がいかにして自らの体制維持のために努力しているかが論じられている。とりわけ経済開放政策に注目し、筆者は二つの問題点を指摘している。その第一は、経済の開放が政治、社会の開放を招来する可能性である。これに対して、北朝鮮は思想教育の強化によって対処しようとしている。その第二は、新しい経済開放政策と従来の民族自立経済政策の整合性の問題である。これに対して、北朝鮮は民族自立経済がすでに完成したので、北朝鮮の経済政策は次の段階、すなわち開放経済体制の段階に入ったと説明している。しかし、これらはいずれも未知の実験である。

最終章では、北朝鮮の開放政策と首領制が相いれない部分をもっていることが指摘され、首領制の維持が困難であることが示唆されている。著者は、「開放」、「改革」が実施され、その過程で首領制が否定された場合、北朝鮮では、ソ連における共産主義体制の瓦解よりも深刻な事態が起こるだろうと推測し、「聖なる『中心』の喪失、すなわち朝鮮の革命家が追求してきた『主体』の核が崩壊し……そこには虚無がとってかわり、最終的に『事大』と『分派』と『地域対立』が復活するであろう」と締め括っている。

既述のとおり、マルクス・レーニン主義は朝鮮の伝統と共鳴し、金正日後継体制の形成を契機に、「首領制」概念を中核とす

る特異なイデオロギーを誕生させた。そして、それを土台に「首領と党員・人民のあいだには愛と義理と忠誠、恩情と孝行、すなわち『恩恵』と『報答』の交換関係が成立した」のである。それは正しく「朝鮮の伝統的『頭目＝手下集団』の結合原理」であった。著者によれば、金正日は抗日闘争期の金日成と遊撃隊戦士の間にみられた結合原理を理想化し、それを北朝鮮の社会全体に拡大し、普及しようとしたのである。それが「全社会の金日成主義化」であった。

今日の「朝鮮式社会主義」はマルクス・レーニン主義よりも朝鮮の伝統との間の関係がより濃密であり、「社会主義と伝統の共鳴」という副題がそのことをよく表現している。これまでにも、「朝鮮式社会主義」はマルクス・レーニン主義よりも朝鮮ナショナリズムとの関係から説明されるべきであるとの指摘が存在しなかったわけではない。また、その儒教的ないし宗教的色彩を強調する見解も存在した。しかし、鐸木君はそのような印象論を深く掘り下げ、「首領制」概念を手掛かりに、北朝鮮の政治体制の本質をみごとに解き明かした。そのような分析枠組みの設定自体が大きな学問的功績であるといってよい。

しかし、本論文の意義はそのことにとどまらない。金日成の膨大な著作集、党機関紙『労働新聞』、政府機関紙『民主朝鮮』、党理論誌『勤労者』など、宣伝色の濃い北朝鮮の公刊資料を学術的な分析の対象として十分に使いこなし、今後の北朝鮮研究のために活路を開いたことも高く評価されて然るべきである。これによって、北朝鮮研究のレベルが一段と高められたことは間違いない。本論文は今後の北朝鮮研究の一つの指針になるだろう。また、『金正日選集』、『チュチェ革命偉業の完成のために』など、最新の金正日文献が漏れなく使用されていることも、本論文の価値を高めるものである。

最後になってしまったが、本論文にも欠点がないわけではない。それは筆者の努力が北朝鮮刊行の一次資料の収集とその行間を読むことに集中しすぎていることである。そのような厳格な態度は称賛されるべきものであり、それはこれまでの北朝鮮研究への批判に由来するものであろうが、そのために政治体制の分析がイデオロギーの分析に偏重してしまったように思われる。もちろん、これは筆者の力量不足のためであるというよりは、北朝鮮から得られる資料の性質によるものであり、十分に同情の余地がある。しかし、資料の周辺に存在する二次的情報を適度に利用すれば、それが本論文の文献考証的な分析に厚みを加え、筆者の主張のより立体的な展開を可能にしたかもしれない。

また、学術論文とはいえ、引用文そのままの文章は読者には難解に過ぎるだろう。この点は反省を必要とする。

しかし、そのような指摘はすでに挙げたような本論文の意義をいささかも損なうものではない。審査員一同は本論文に示された鐸木君の洞察力と独創性を高く評価するものである。慎重に審査した結果、審査員一同は本論文が法学博士（慶應義塾大

学）に値するものと判断する。

以上

平成六年　七　月十五日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　小此木政夫

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　池井　優

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　山田　辰雄